

## 「藤沢市公共基準点等管理保全要綱」の手続きフロー

手 続 き 内 容	対 象	様 式 各 号	標 準 処 理 期 間
公共基準点等成果の閲覧・印刷	公共基準点等の測量成果又は測量記録を閲覧し、又は印刷しようとする者	インターネットサイト(「GISふじさわマップ」)又は 窓口閲覧機器にて閲覧・印刷 ※窓口閲覧機器は原則閲覧のみ (様式なし)	
公共基準点等の使用	公共基準点等を使用しようとする者で、藤沢市道路工事等調整連絡協議会会員、神奈川県土地家屋調査士会、道水路等境界確定測量業務委託契約締結者、狭あい道路整備事業に伴う測量及び登記等業務委託契約締結者、道水路等の表示に関する登記業務委託契約締結者以外の場合	「公共基準点等使用承認申請書」 (様式第2号)	
		⇩	7日(土日、祝日を含む)
		「公共基準点等使用承認書」 (様式第3号)	
		⇩	
		「公共基準点等使用報告書」 (様式第5号)	
	公共基準点等を使用しようとする者で、藤沢市道路工事等調整連絡協議会会員、神奈川県土地家屋調査士会、道水路等境界確定測量業務委託契約締結者、狭あい道路整備事業に伴う測量及び登記等業務委託契約締結者、道水路等の表示に関する登記業務委託契約締結者の場合	「公共基準点等包括使用承認申請書」 (様式第2号の2)	
		⇩	7日(土日、祝日を含む)
		「公共基準点等包括使用承認書」 (様式第3号の2)	
		⇩	
		「公共基準点等使用管理表」 (様式第4号)	
公共基準点等への影響確認	道路の掘削工事を施工する者が公共基準点等の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合	「公共基準点等付近での工事施工届出書」 (様式第6号) (様式第10号提出の場合は様式第6号は省略)	
		⇩	
公共基準点等の復旧	公共基準点等の付近での工事等により、公共基準点等の効用に支障をきたした場合において、工事施工者が藤沢市道路管理者以外の場合	「公共基準点等復旧承認申請書」 (様式第8号)	
		⇩	7日(土日、祝日を含む)
		「公共基準点等復旧承認書」 (様式第9号)	
		⇩	
		「公共基準点等設置工事しゅん工報告書」 (様式第13号)	
	公共基準点等の付近での工事等により、公共基準点等の効用に支障をきたした場合において、工事施工者が藤沢市道路管理者の場合	「公共基準点等復旧協議書」 (様式第8号の2)	
		⇩	7日(土日、祝日を含む)
		「公共基準点等復旧回答書」 (様式第9号の2)	
		⇩	
		「公共基準点等設置工事しゅん工報告書」 (様式第13号)	
公共基準点等の一時撤去及び移転	工事施工者が、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要が生じた場合において、工事施工者が藤沢市道路管理者以外の場合	「公共基準点等(一時撤去・移転)承認申請書」 (様式第10号)	
		⇩	7日(土日、祝日を含む)
		「公共基準点等(一時撤去・移転)承認書」 (様式第11号)	
		⇩	
	工事施工者が、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要が生じた場合において、工事施工者が藤沢市道路管理者の場合	「公共基準点等(一時撤去・移転)協議書」 (様式第10号の2)	
		⇩	7日(土日、祝日を含む)
		「公共基準点等(一時撤去・移転)回答書」 (様式第11号の2)	
		⇩	
公共基準点等の一時撤去及び移転の請求	工事施工者が土地所有者等の場合において、土地所有者等の都合により公共基準点等を一時撤去又は移転する必要が生じた場合	一時撤去、移転を市長に請求する (様式なし)	
		⇩	
		道路河川総務課で対応	